

国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持規程

平成18年 7月31日国総研達第17号
最終改正 令和 5年 9月27日国総研達第23号

（目的）

第1条 この規程は、公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「公共工事等」とは、国土技術政策総合研究所が調達する工事、建設コンサルタントその他の業務、役務及び物品をいう。

2 この規程において、「発注事務」とは、個別の契約に係る公共工事等における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、監督、検査、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務をいう。

3 この規程において、「発注担当職員」とは、発注事務を担当する職員をいう。

4 この規程において、「事業者等」とは、事業者（事業を行う個人を含む。）及び国土交通省所管の事務・事業に関わる事業者団体をいう。

5 前項に規定する事業者等には、その役員、構成員、従業員、代理人その他これらに準ずる者を含むものとし、国土交通省の職員であった者（旧北海道開発庁、旧国土庁並びに旧運輸省及び旧建設省の職員であった者を含む。）にあっては、事業者等における役職の有無及び名称の如何を問わないものとする。

6 この規程において、「不当な働きかけ」とは、職員に対して行われる事業者等又は国土技術政策総合研究所以外の国土交通省職員若しくは他府省の職員等からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいう。

- 一 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
- 二 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
- 三 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む）に関する情報漏洩要求行為
- 四 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為
- 五 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

（発注担当職員及び職員の責務）

第3条 発注担当職員は、公共工事等の多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うためのものであることを自覚するとともに、発注事務に関しては、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

- 2 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の発注事務に係る関係法令を遵守しなければならない、かつ、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為をしてはならない。
- 3 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、透明性の確保に留意するものとし、問合せ等について必要な情報を提供する等適切にこれを処理しなければならない。
- 4 職員は、発注担当職員に対して、前3項の規定に抵触することとなる働きかけを行ってはならない。

（情報管理総括責任者）

第4条 発注事務に関する情報の適切な管理を行うため、情報管理総括責任者を置く。

- 2 情報管理総括責任者は、国土技術政策総合研究所長とする。

（情報の適切な管理）

- 第5条 情報管理総括責任者は、発注事務に関する情報の適切な取扱いを確保するための方法として第15条のマニュアルで定める方法に従い、情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者を指定し、発注事務に関する情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 発注担当職員は、発注事務の一部を他の者に委託する場合には、委託中における発注事務に関する情報の適切な管理、秘密の漏えい等の防止等のための、前項に規定する方法に関する規定に相当する契約条項を設ける等必要な措置を講じなければならない。
 - 3 情報管理責任者は、発注事務に関する情報の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、情報管理総括責任者に報告する。
 - 4 職員は、第1項に規定する方法による制限又は禁止に違反する行為をしてはならない。

（秘密の保持）

- 第6条 発注担当職員は、落札前における予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない、当該発注に係る発注担当職員（当該秘密を知るべき者に限る。）でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。
- 2 発注担当職員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。次号において同じ。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類すること（発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合やその他やむを得ない理由があるものとして、情報管理責任者の承諾を得た場合を除く。）
 - 二 正当な理由なく、秘密に関する書類の全部又は一部を謄写し、又は複製すること。
 - 3 職員は、前二項の規定に違反する行為を教唆し、又は幫助してはならない。

（事業者等との応接方法）

第7条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、第14条第1項第2号の場所その他適切な場所において複数の職員により行う等国民の疑惑を招くことのないようにするものとする。なお、これによることができない場合は、事前に所属長等（旭庁舎及び横須賀庁舎にあつては、部長、センター長、課長、室長、総務管理官及びサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官を、立原庁舎にあつては、部長及び総務管理官をいう。以下同じ。）（応接しようとする者が所属長等であるときは、その上司）の承諾を得るものとする。

（規程に抵触する事実の報告等）

第8条 職員は、発注事務に関し、この規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに第12条第1項に規定する発注者綱紀保持事務担当者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、別記様式1により行うものとする。

3 発注者綱紀保持事務担当者は、第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った職員（以下この条において「報告職員」という。）に対し、当該報告を受け取った旨を書面で通知するものとする。

4 発注者綱紀保持事務担当者は、第1項の規定により受けた報告を整理し、所長に報告するものとする。

5 所長は、前項の規定による報告について、事実を確認するため必要な調査を行うとともに、調査の結果、発注事務に関し、この規程に抵触する事実があると認めるときは、これを是正するため必要な措置を講ずるものとする。

6 所長は、第4項の規定による報告並びに前項の規定による調査の結果及び措置について、国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進本部（以下「推進本部」という。）に報告するものとする。

7 所長は、第5項の規定による調査の結果及び措置の概要について、発注者綱紀保持事務担当者に通知し、発注者綱紀保持事務担当者は、これを報告職員に書面で通知するものとする。

8 所長は、第4項の規定による報告並びに第5項の規定による調査の結果及び措置の概要について、推進本部及びコンプライアンス・アドバイザリー委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、適宜公表するものとする。

（外部窓口を経由した規程に抵触する事実の報告等）

第9条 職員は、発注事務に関し、この規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、発注者綱紀保持担当弁護士（第13条に規定する弁護士をいう。以下同じ。）に報告することができる。

2 前項の規定による報告は、別記様式1により行うものとする。

3 発注者綱紀保持担当弁護士は、第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った職員（以下この条において「報告職員」という。）が特定されないよう必要な措

置を講じた上で（当該措置を講じないことを報告職員が希望する場合を除く。）、報告の内容を発注者綱紀保持事務担当者に回付するものとする。

- 4 前条第3項から第8項までの規定は、第1項の規定による報告について準用する。この場合において、前条第3項及び第7項の通知は、発注者綱紀保持担当弁護士を経由して行うものとする。
- 5 発注者綱紀保持担当弁護士は、前項において準用する前条第5項に規定する調査に関し、所長からの依頼を受け、報告職員との必要な連絡等を行うものとする。

（報告を行った職員の保護等）

- 第10条 職員は、第8条第1項及び前条第1項の規定による報告をするに当たっては、事実に基づき誠実にこれを行わなければならない。
- 2 国土技術政策総合研究所及び職員は、第8条第1項及び前条第1項の規定による報告を正当に行った職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 国土技術政策総合研究所及び職員は、前条第1項の規定による報告を正当に行った職員が、自らの氏名等を知られることを希望しない場合は、これを調査してはならない。
 - 4 第8条及び前条の規定による規程に抵触する事実の報告等に係る事務の処理に当たる職員は、報告を行った職員の氏名等当該事務に関する秘密を保持しなければならない。

（不当な働きかけに対する対応）

- 第11条 職員は、事業者等又は国土技術政策総合研究所以外の国土交通省職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対し応じられない旨及び当該働きかけが記録され、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。
- 2 職員は、事業者等又は国土技術政策総合研究所以外の国土交通省職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、別記様式2による記録簿を作成し、速やかに所属長等を経由し、所属部長又はセンター長に報告するとともに、発注者綱紀保持事務担当者に報告しなければならない。
 - 3 前項の報告を受けた発注者綱紀保持事務担当者は、速やかに、その旨を所長に報告しなければならない。
 - 4 第2項の報告を受けた所属部長又はセンター長は、当該職員その他の関係者から事情を聴取して、不当な働きかけに該当するかどうかの判断及びとるべき必要な措置に関し、所長に意見を述べるものとする。
 - 5 所長は、職員が不当な働きかけを受けたと認めるときは、発注事務の適正な執行を確保するため必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 所長は、第3項の規定による報告について推進本部及び委員会（以下、「推進本部等」という。）に報告するとともに、報告された事項のうち、不当な働きかけと認めるものについて、その件名、内容及び対応状況を随時又は定期的に別記様式3により公表しなければならない。
 - 7 前5項の規定は、職員が、他の職員が事業者等又は国土技術政策総合研究所以外の国土交通省職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけに該当すると思料される行為

を受けたことを知ったときに準用する。

（発注者綱紀保持事務担当者）

第 12 条 発注者綱紀保持を図るため、発注者綱紀保持事務担当者を置く。

2 発注者綱紀保持事務担当者は、総務課長及び管理課長をもって充てる。

（発注者綱紀保持担当弁護士）

第 13 条 所長は、職員が、発注者綱紀保持事務担当者その他の職員に自らの氏名等を知られることなく第 9 条第 1 項の規定による報告をすることができるよう、職員以外の弁護士に、次に掲げる事務を委嘱するものとする。

一 第 9 条第 1 項の規定による職員からの報告を受け付け、これを発注者綱紀保持事務担当者に回付すること。

二 第 9 条第 4 項において準用する第 8 条第 3 項及び第 7 項の規定による通知を、報告を行った職員に回付すること。

三 第 9 条第 5 項に規定する必要な連絡等を行うこと。

（執務環境の整備等）

第 14 条 所長は、仕様書及び設計書の作成を担当する課又は室（以下「担当課室」という。）の執務室（以下「執務室」という。）について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

一 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。

二 担当課室の発注担当職員が事業者と応接するための受付カウンターその他の場所を確保すること。

2 発注担当職員は、秘密の漏洩の防止を図るため、資料の紛失等が生じないよう常に執務室の良好な環境維持に努めるとともに、発注事務に関する情報管理（電磁的に記録された情報を含む。）に万全を期するものとする。

（発注者綱紀保持マニュアルの作成）

第 15 条 所長は、職員に対し、発注事務の的確な遂行に関する理解を深め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、発注者綱紀保持マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成する。

2 マニュアルにおいては、この規程の運用の方法、具体的な事例等を定める。

3 所長は、マニュアルを作成し、又はこれを改正しようとするときは、あらかじめ推進本部及び委員会（以下「推進本部等」という。）の意見を聴かなければならない。

（研修、講習等）

第 16 条 所長は、職員に対し、発注事務の的確な遂行に関する理解を深め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等を行う。

2 所長は、前項に規定する研修又は講習の方針を定めるに当たっては、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。

(発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知)

第 17 条 所長は、公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、発注者綱紀保持対策を有資格業者に周知するものとする。

2 所長は、前項の規定による周知の方策について、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。

(規程の改正)

第 18 条 この規程を改正しようとするときは、あらかじめ推進本部等の意見を聴かなければならない。ただし、改正の内容が軽微な場合は、推進本部等に報告するものとする。

附 則

この規程は、国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会規則第 2 条の規定に基づき、平成 18 年 6 月 27 日の委員会における調査審議を経て定めるものであり、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 3 日国総研達第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 1 月 28 日国総研達第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 5 月 7 日国総研達第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 3 日国総研達第 17 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日国総研達第 6 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 27 日国総研達第 23 号)

この規程は、公布の日から施行する。

報 告 書

年 月 日

発注者綱紀保持事務担当者
発注者綱紀保持担当弁護士 あて

(報告者)

住 所

自宅電話 (又は携帯電話) 番号

所 属

氏 名

下記のとおり、国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する
事実の (確認をした ・ 通報を受けた) ので報告します。

1. 確認又は通報を受けた日時 年 月 日 時 分～ 時 分
2. 規程に抵触すると思料する事実の内容
3. 確認又は通報の経緯 ※特に通報の場合は、通報者の氏名、会社名、役職、連絡先等及び通報手段を記入
4. 備 考

- (備考) 1 発注者綱紀保持事務担当者へ直接報告する場合は、住所及び自宅電話 (又は携帯電話) 番号の記載は不要である。
- 2 外部窓口を経由した報告の場合には、報告職員の氏名等が明らかにならないよう必要な措置を講じられた上で、発注者綱紀保持事務担当者に回付される。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持事務担当者に報告されないことを希望しないとき (氏名等を明らかにする場合) は、その旨を備考欄に記入すること。

不当な働きかけに関する記録簿（報告様式）

年 月 日

発注者綱紀保持事務担当者 あて

（記録・報告者）
所 属
氏 名

不当な働きかけと思料する行為に関して、次のとおり記録・報告します。

1. 発生状況 日 時 : 年 月 日 時 分～ 時 分 場 所 : () 方 法 : 口頭、電話、その他 ()
2. 不当な働きかけに該当すると思料される行為を行った事業者等又は国土技術政策総合研究所以外の国土交通省職員若しくは他府省の職員等の名称、氏名、連絡先等
3. 不当な働きかけに該当すると思料される行為の概要
4. 相手方との対応状況
5. 報告状況 年 月 日 所属長に報告 年 月 日 所属部長等へ報告（所属長経由） 年 月 日 発注者綱紀保持事務担当者へ報告
6. 不当な働きかけに該当すると思料される行為を受けた職員の所属・氏名 (所属) (氏名)

（備考）複数の者が不当な働きかけを同時に受けた場合等については、その旨を記載すること。

不当な働きかけについて

対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
報告総件数	件	
不当な働きかけでないと判断した件数	件	
不当な働きかけであると判断した件数	件	
不当な働きかけであると判断した案件について	働きかけの内容	対応状況
講じた措置について		
アドバイザリー委員会による意見について		